

国民健康保険の手続きはお早めに

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3134、白沢支所生活係 ☎内線31、
利根支所生活係 ☎内線40

就職や退職などによる国民健康保険(国保)の加入や脱退には届け出が必要です。異動のあった日から14日以内に手続きをしてくださいます。

◆国保の加入・脱退

退職して職場の健康保険を脱退した、健康保険の扶養家族でなくなったなどの理由で国保に加入する場合は届け出をしてください。届け出が遅れた場合でも、国保税は職場の健康保険を脱退した日までのさかのぼって納める必要があります。

また、就職して職場の健康保険に加入した、健康保険の扶養家族になったなどの場合は、国保脱退の届け出をしてください。

◆学生用の保険証

修学のため市外に住所を定める学生に学生用の保険証を交付しています。該当する人は届け出をしてください。学生用の保険証は毎年4月に更新の手続きが必要です。学生

でなくなった場合は速やかに届け出をしてください。
◆6月までは仮算定
4月から6月(1期)3期までの国保税は、前年度の課税額を参考に算定しています。7月に年税額を計算し、6月までの税額を差し引いた残りを7月から翌年3月(4期)12期に納付していただきます。

届け出が必要なき		手続きに必要なもの	
加入	他の市町村から転入してきた	転出証明書	印鑑 世帯主、対象者 全員の個人番号 カード(または 「通知カード」と 「身分を証明するもの」)
	職場の健康保険をやめた、またはその扶養家族から外れた	社会保険離脱証明書	
	子どもが生まれた	母子健康手帳	
脱退	他の市町村に転出する	国民健康保険の保険証	
	職場の健康保険に加入した、またはその扶養家族になった	国民健康保険の保険証 加入した保険の保険証	
	死亡した	国民健康保険の保険証	
その他	住所、世帯主、氏名などを変更した	世帯全員の保険証	
	修学のため別に住所を定める	国民健康保険の保険証 在学証明書	
	保険証を紛失・破損した	身分を証明するもの	

※身分を証明するものは、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、住民基本台帳カード(写真付きのもの)などです。それ以外のものを持参する場合は手続き前に国保年金係にご確認ください

後期高齢者 医療制度のご案内

●被保険者証

保険証の有効期限は7月31日(月)までです。8月から使用する保険証は、7月中に郵送します。新たに75歳になる人は、誕生日の前までに郵送します。保険証には自己負担割合が記載されていますので、診療を受けるときは、医療機関の窓口必ず提示してください。

●高額療養費

1カ月の医療費が高額になった場合には、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。初めて高額療養費の該当になったときは、群馬県後期高齢者医療広域連合から高額療養費支給申請書が郵送されますので、必要事項を記入して、市民課国保年金係へ提出してください。

●高額介護合算療養費

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、毎年8月から翌年7月までの医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、世帯の限度額を超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。本市に継続して住民登録している群馬県後

問い合わせ 市民課
国保年金係 ☎内線
3132

期高齢者医療被保険者が支給対象になった場合は、申請の案内を通知します。

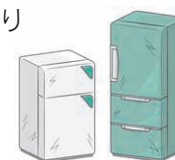
●限度額適用・標準負担額減額認定証

入院や外来の1カ月当たりの自己負担限度額は、所得によって異なります。市民税課税世帯の人は、病院の窓口で保険証を

家電リサイクルと引っ越しに伴うごみの処理

○家電リサイクル法対象機器の処分について

- ◆対象4品目 エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、冷蔵(凍)庫、洗濯機・衣類乾燥機
- ◆処理方法
 - ・購入した、または買い替える販売店に依頼
 - ・郵便局で家電リサイクル券を購入し、市の許可を受けた業者(家庭ごみ収集カレンダーに記載)に依頼
 - ・メーカーが指定した引き取り場所に直接持ち込み
- ※いずれもリサイクル料金の支払いあり
- ◆メーカー指定引き取り場所
▽ウブカタ資源(株) 屋形原町2113・☎25555



○引っ越しに伴うごみの処理について

- ◆処理方法 処理施設に直接搬入、市の許可を受けた業者(家庭ごみ収集カレンダーに記載)に依頼(自分で運べない場合に限る)
- ◆持ち込み場所
▽燃やせるごみ 可燃粗大ごみ(木製家具、布団など)は沼田市外二箇村清掃施設組合清掃工場(白岩町226・☎21009)へ
▽燃やせないごみ 不燃性粗大ごみ(金属・プラスチック製家具、家電リサイクル法対象4品目を除く家電製品など)は沼田市一般廃棄物最終処分場(上川田町・☎28599)へ

問い合わせ 環境課廃棄物係(東原庁舎内) ☎内線77373へ



引越しの際は 住所の異動手続きを忘れずに

住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

入学、就職、転勤などによる引っ越しで住所を異動する人は、引っ越してから14日以内に手続きを済ませてください。

マイナンバーカードや通知カード、住民基本台帳カードの住所変更も忘れずに済ませてください。

問い合わせ 市民戸籍係 ☎内線
3125へ



●保険料の納付

保険料は納期限内に納めましょう。保険料を滞納すると、短期被保険者証が交付されることとなります。また、金額や滞納期間によっては、延滞金がかかります。保険料は滞納したままにせず、ご相談ください。

●保険料の仮徴収開始

4月から保険料の仮徴収を開始します。今年2月の保険料が年金から天引きされた人は、その額と同額が8月まで年金から徴収されます。その他の人は、本年度の保険

提示すること、自己負担限度額までの負担となります。市民税非課税世帯の人は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。これを病院の窓口で提示すると、認定を受けた自己負担限度額・標準負担額までの負担となります。

料を基に暫定の保険料(仮徴収額)を算出し、4月と6月に納付していただきます。本算定(8月)で、来年度の保険料額確定後に仮徴収で納めた額の残りをその後の納期で納付していただきます。